

2021年2月22日

お客様各位

渡島信用金庫

普通預金規定及び総合口座取引規定の改定について

平素は、渡島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、2021年4月1日（木）より、普通預金規定及び総合口座取引規定を下記の通り改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- ①普通預金規定
- ②総合口座取引規定

2. 改定日

2021年4月1日（木）より改定致します。

3. 主な改定内容

普通預金規定及び総合口座取引規定については、以下の条項を追加致します。

(未利用口座及び未利用口座管理手数料)

- (1) この預金口座は、最終移動日（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。なお、20歳未満の方及びこの預金口座と同一店舗において定期性預金や融資取引を有する方の預金口座は、未利用口座から除外いたします。
- (2) 未利用口座管理手数料については、次のとおりとします。
 - ① 未利用口座管理手数料は、前項の未利用口座が対象となります。
 - ② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面の到着の有無にかかわらず、書面発送から3か月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料がかかります。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、未利用口座管理手数料の引落しができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。
 - ③ 預金残高が未利用口座管理手数料の額に満たないときは、当金庫は預金者に通知することなく残高全額を管理手数料に充当のうえで、この預金口座を解約できるものとします。なお、解約された預金口座の再利用はできません。
- (3) その他手数料
 - ① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落とします。
 - ② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合等には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上